

第2編 基本構想

第1章 西伊豆町の将来像

第2章 施策の大綱(政策)

第2編 基本構想

第1章 西伊豆町の将来像

第1節 まちの将来像

本町においては、豊かな地域資源の一つである「夕陽」に注目し、今日を振り返り、明日への希望を開いていこうとする「癒し」の力を持つ夕陽から、住民が安心と安らぎのある生活ができるまちづくりを目指します。また、本町に生まれ育った人々の「ふるさと」としてだけではなく、訪れる人々が懐かしく感じ、「心のふるさと」と言いたくなるような、心豊かで住みやすいまちづくりを進めていくため、『“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち』を将来像とします。

“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち

この将来像には、次のような意味が込められています。

“ふるさと”

文化がある、自然が美しい、人がやさしい

言いたくなる

『住民が自信を持ってこのまちがふるさと！と言いたくなる』
『訪れる観光客がこのまちを自分のふるさと！と言いたくなる』

夕陽

「癒し」住民が安心と安らぎのある生活ができる
「希望」沈む夕陽に今日の思い出を感じて明日につなげる

第2節 人口の目標

「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）☆下部に説明を記載」による将来人口推計では、2040 年における本町の人口は 3,998 人に、2050 年には 2,869 人になることが予測されています。

東京への人口一極集中と少子化が進む中、多くの自治体において人口減少と、それに伴う様々な影響が課題となっています。過疎地域の自治体において人口減少を抑制することは、特に困難な状況となっていますが、地域社会を存続させるためには定住人口の確保が不可欠となりますので、産業の振興、子育て支援や教育環境の充実、健幸づくりの推進などにより、住みたいと思える環境づくりをし、少しでも流出人口を抑え、移住者を増やしていくことが非常に重要となります。

本町では平成 28 年度に「西伊豆町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」を定め、その後、定期的に更新しながら、まちの活力を維持するための取組をしてきました。今後も、将来に向けて住みよい環境の形成に取り組み、「住みたい、住み続けたい」と思うまちづくりを進めることで人口減少を緩やかにすることを目指し、本計画の目標年次である 2029 年度における目標人口を、5,850 人程度とします。

対象年度	社人研推計	西伊豆町目標
令和 7 (2025)年度	6, 2 0 6 人	6, 5 3 8 人
令和 1 1 (2029)年度	—	5, 8 5 3 人
令和 1 2 (2030)年度	5, 4 0 3 人	5, 6 9 2 人
令和 1 7 (2035)年度	4, 6 7 4 人	4, 9 2 4 人
令和 2 2 (2040)年度	3, 9 9 8 人	4, 2 1 2 人
令和 2 7 (2045)年度	3, 3 9 2 人	3, 5 7 3 人
令和 3 2 (2050)年度	2, 8 6 9 人	3, 0 2 2 人

☆ 「国立社会保障・人口問題研究所」は、1939 年に設立された厚生省人口問題研究所と 1965 年に設置された社会保障研究所が 1996 年に統合されてきた厚生労働省の機関。社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的としており、日本の将来人口規模ならびに男女・年齢別構成の推移についての推計など行い公表している。

第3節 土地利用のあり方

本町は、海に迫る急峻な山に阻まれているものの、市街地が国道沿いに南北に点在して形成され、農地や平坦地などの可住地は海岸線沿いに広がっています。変化に富むリアス式海岸からなる海岸線は、その一部が富士箱根伊豆国立公園区域及び名勝伊豆西南海岸に指定され、豊富な温泉、豊かな海の幸、温暖な気候など自然に恵まれており、平成30年度には伊豆半島ジオパークとしてユネスコ世界自然遺産にも認定されるなど、変化に富んだ美しい自然景観を有する観光地として発展しています。

本町の土地利用においては、自然、文化、花、温泉などの豊かな地域資源を有効に活用する自然活用型土地利用を基本理念として、遊休地の積極的な活用や景観に配慮した市街地の整備を進めます。

また、海や森林の持つ多面的な機能を活かし、子どもから高齢者まで全ての住民が安らぎのある生活ができ、また、本町を訪れる人たちには癒しを与えることができるような「ふるさと」づくりを目指した土地利用も進めていきます。

以上を踏まえ、今後、2026年度中に「西伊豆町景観計画^(※)」を策定し、地域一体で形成する調和のとれた景観とすることで、地域に暮らす人々にとって住みよい快適なまちづくりと景観に配慮した土地利用を推進していきます。



第4節 施策の推進に向けて

本来、地方自治の本旨は、住民自らの意思に基づいて、住民自らが治めることにあります。今後は、地方自治の原則に立ち返り、自治の主役である住民が自らの判断により決断し、行動することが求められます。そのためには、住民が町の情報をいつでも知ることのできるようにして、町政に対する住民の理解と信頼をより一層深め、新たなまちづくりを進めていく必要があります。

また、少子化や高齢化などの進行に伴い、地域社会の活力が低下する中では、住民一人ひとりの創意と自主的参加、責任ある活動及び良好な地域コミュニティの形成が求められています。

誰もが「住んでよかった」「訪れてよかった」と思えるような“夕陽のまち”づくりを目指し、着実かつ効果的に施策を推進します。

第2次総合計画では、本町が目指す基本的な方向を明らかにし、その達成水準を示すため、「まちづくりの指標（成果指標）」を客観的な数値で示しています。

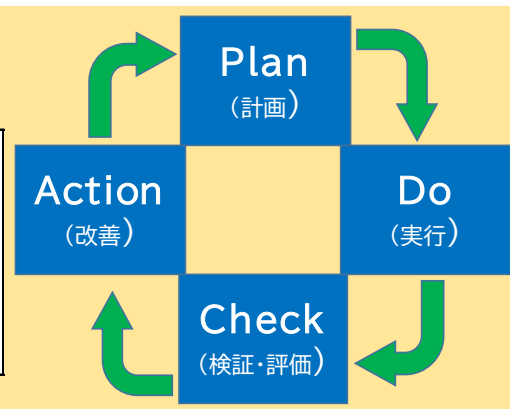
事業の実施においては、財政見通しを踏まえ、住民アンケートを活用しながら、施策の目指す姿に対して有効な事業を選択して実施するとともに、PDCAサイクル^(※)に基づく効率的で効果的な行政運営を進めていきます。

なお、基本計画は5年に1度、総括的な検証を行い、広報等で住民に周知します。また、実施計画は毎年度ローリング方式^(※)による検証、見直しを行います。

◎計画のマネジメント

PDCAサイクルを確立し、継続的な業務改善活動による効果的・効率的な行政運営を進めていきます。

- ◆ 目標指標を備えた計画の策定(Plan)
- ◆ 様々な主体との協働による施策の実行(Do)
- ◆ 住民や行政による目標指標の検証・評価(Check)
- ◆ 評価結果に基づいた施策の改善(Action)



第5節 まちづくりの基本目標

町の将来像を実現するために、次の6つの基本目標を設定し、常に基本理念の考え方を拠り所としながら、積極的な施策の推進を図っていきます。

基本目標

- 1 豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり
(産業・観光・定住部門)
- 2 夢を語れる人を育むまちづくり
(教育・文化部門)
- 3 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
(防災・安全部門)
- 4 地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり
(健康・福祉部門)
- 5 快適な生活ができるまちづくり
(暮らし・環境部門)
- 6 住民と行政が一体となったまちづくり
(行財政部門)

第2章 施策の大綱(政策)

6つの基本目標に沿って展開する施策の大綱（政策）を次のように定めます。

基本構想 (理想の姿)	基本目標	施策の大綱 (政策)	基本計画 (施策)
「ふるさと」と言いたくなる夕陽のまち	1 産業・観光・定住 豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり	[1]観光業の振興 [2]農林水産業の振興 [3]商工業の振興 [4]雇用・就労環境の充実 [5]移住・定住の促進	事務事業
	2 教育・文化 夢を語れる人を育むまちづくり	[1]教育環境の充実 [2]社会教育活動の推進	
	3 防災・安全 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	[1]危機管理体制の強化 [2]防災・減災対策の強化 [3]消防体制及び施設等の強化 [4]防犯・交通安全対策の充実	
	4 健康・福祉 地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり	[1]健幸づくりの推進 [2]社会福祉の充実 [3]子育て支援の充実	
	5 暮らし・環境 快適な生活ができるまちづくり	[1]公共交通基盤の整備 [2]快適な生活環境の整備 [3]清潔な生活空間の創出 [4]自然の保全と活用	
	6 行財政 住民と行政が一体となったまちづくり	[1]住民参加の促進 [2]行政サービスの向上 [3]健全な行財政 [4]公有財産の適正管理	

第1節 豊かな地域資源で人・モノの交流が広がるまちづくり

（産業・観光・定住部門）

町内の産業が活力を持ち、住民が地域で働く場を確保するため、各種産業分野において、本町の特色などを活用した産業振興施策に取り組めます。

また、西伊豆らしさを生かした販売力のある商品づくりや特色ある地場産品のブランド化に取り組むとともに、本町の良さを町外に発信し、良さを知ってもらうことで交流人口^(※)や関係人口^(※)、移住人口の獲得を図り、地域の活性化を目指します。

目標達成のための政策は以下のとおりです。

【政策】

- 1－1 観光業の振興
- 1－2 農林水産業の振興
- 1－3 商工業の振興
- 1－4 雇用・就労環境の充実
- 1－5 移住・定住の促進

第2節 夢を語れる人を育むまちづくり

（教育・文化部門）

子どもや青少年を取り巻く環境が大きく変化していることから、未来を担う子ども・青少年への支援体制の強化を図るとともに、多様化した住民ニーズに対応し、誰もが何歳になっても夢や希望を持ち、生きがいを感じられるよう、学習環境の充実や文化・芸術、スポーツを振興する取り組みを推進します。

目標達成のための政策は以下のとおりです。

【政策】

- 2－1 教育環境の充実
- 2－2 社会教育活動の推進

第3節 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

(防災・安全部門)

想定される南海トラフ巨大地震などの大規模災害の切迫性に加え、台風や集中豪雨をはじめとする自然災害も頻発していることから、危機管理や情報伝達、消防などの体制強化や地域の防災力の向上を図ります。

また、犯罪や交通事故、消費生活上のトラブルなどから住民を守り、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

目標達成のための政策は以下のとおりです。

【政策】

- 3-1 危機管理体制の強化
- 3-2 防災・減災対策の強化
- 3-3 消防体制及び施設等の強化
- 3-4 防犯・交通安全対策の充実

第4節 地域で支え合える健幸で長寿なまちづくり

(健康・福祉部門)

全ての住民が健康で、生きがいをもっていきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりのニーズに合わせた「健幸^(※)」づくりへの取り組みを推進します。

また、地域全体の支え合いのもと、安心して子どもを育てることができる環境を整備するとともに、高齢者や障害者をはじめ、支援を必要とする人へ適切なサービスを提供するなど、誰もが安心して健幸な日常生活を送ることができるまちづくりを推進します。

目標達成のための政策は以下のとおりです。

【政策】

- 4-1 健幸づくりの推進
- 4-2 社会福祉の充実
- 4-3 子育て支援の充実

第5節 快適な生活ができるまちづくり

（暮らし・環境部門）

住民誰もが住みよい“まち”となるように、公共交通や道路網などの交通インフラ整備、水道などの生活基盤の整備を進めます。

また、自然環境、生活環境の大切さを認識し、ゴミの減量やリサイクルを推進していくことで、環境への負荷を軽減した自然と環境にやさしい資源循環型社会の形成を進めます。

目標達成のための政策は以下のとおりです。

【政策】

- 5－1 公共交通基盤の整備
- 5－2 快適な生活環境の整備
- 5－3 清潔な生活空間の創出
- 5－4 自然の保全と活用

第6節 住民と行政が一体となったまちづくり

（行財政部門）

住民や行政が連携し、協働のまちづくりを進めるとともに、住民が積極的にまちづくりに参加、関心を持てる仕組みづくりを進めます。

また、行政サービスの向上や行財政改革を推進し、健全で持続可能な行政経営を目指します。

目標達成のための政策は以下のとおりです。

【政策】

- 6－1 住民参加の促進
- 6－2 行政サービスの向上
- 6－3 健全な行財政
- 6－4 公有財産の適正管理